

介護職員処遇改善加算について

R1介護保険施設等集団指導

令和2年2月17日

市資料6-3

介護職員処遇改善加算の取扱いについては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号。）、指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）及び厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。）に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年老企第36号。）において具体的な取扱いが示されているところです。

平成29年度の介護報酬改定により、新たに事業者による昇給と結びついた形でのキャリアアップのしくみの構築を促進するため、下記のとおり、加算区分の新設が行われています。

1 処遇改善加算の区分（全5区分）



(算定要件)

(1) I～V 共通要件	○				
(2) キャリアパス 要件 I	○	○	△	△	×
(3) キャリアパス 要件 II	○	○	△	△	×
(4) キャリアパス 要件 III	○	×	×	×	×
(5) 職場環境等 要件	○	○	○	△	×

※ ○：満たさなければいけない、△：△のうち、いずれか1つを満たせばよい、×：満たさなくてよい

2 算定要件

(1) 加算 I～V 共通

- a 介護職員の賃金（退職金を除く）の改善（以下、「賃金改善」）に要する費用の見込額が、本加算の算定見込額を上回る程度の賃金改善に関する計画を策定し、その計画に基づき適切な措置を講じている。
- b 賃金改善に関する計画、その計画の実施期間、実施方法などの介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ている。
- c 本加算の算定額に相当する賃金改善を実施。
- d 事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を報告。
- e 算定日が属する月の前12月間において、労働関係法令に違反し、罰金刑以上の刑に処せられていない。
- f 労働保険料の納付が適正に行われている。

(2) キャリアパス要件 I

- a 介護職員の任用の際における職責あるいは職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めている。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。

(3) キャリアパス要件Ⅱ

- a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画により研修を実施あるいは研修の機会を確保している。
- b aについて、全ての介護職員に周知している。

(4) キャリアパス要件Ⅲ

- a 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給するしくみ又は一定の基準に基づき定期的に昇給するしくみを設けている。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知している。

※ ①～③のいずれかに応じた昇給するしくみを設けること。

- ① 経験 (勤続年数、経験年数など)
- ② 資格 (介護福祉士、実務者研修修了者など)
- ③ 評価 (実技試験、人事評価など)

(5) 職場環境等要件

① 加算Ⅰ及びⅡ

平成27年4月から届出をした月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善を除く)を全ての職員に周知。

② 加算Ⅲ及びⅣ

平成20年10月から届出をした月の前月までに実施した処遇改善の内容(賃金改善を除く)を全ての職員に周知。

介護職員処遇改善加算を取得するに当たっては、賃金改善などの処遇改善の内容について雇用する全ての介護職員への周知が必要であるとともに、周知したことがわかるよう掲示、記録等を残すことが重要です。